

物価高騰対応給付金 定額減税補足給付金(調整給付金)のお知らせ

8月10日(土)以降 対象者に支給通知または確認書を送付します

令和6年度の定額減税で減税しきれないと見込まれる方を対象に、減税しきれなかった額を給付金として支給します。

給付対象

①令和6年1月1日現在で東海村に
住民登録がある(住登外課税者を含む)

いいえ

はい

②合計所得金額が1,805万円以下である。

いいえ

はい

③令和6年分推計所得税または
令和6年度個人住民税所得割の
少なくとも一方は課税される

いいえ

はい

④令和6年分推計所得税または令和6年度
個人住民税の少なくとも一方から
定額減税額を控除しきれない

いいえ

はい

給付金の
対象外です

※①が
「いいえ」の
方は、令和
6年1月1
日に居住し
ていた市町
村へご確認
ください。

令和6年度定額減税補足給付金(調整給付金)の対象者と見込まれます

給付金額

給付金額…定額減税で減税しきれない額を基準に算
定した額(最大4万円×人数※¹)

(※1)人数…納税者本人+同一生計配偶者
+扶養親族

算定方法…所得税分控除不足額(A)+個人住民税分
控除不足額(B)(1万円単位で切り上げ)

所得税 定額減税可能額 3万円×人数	－	令和6年分 推計所得税額	=	所得税分 控除不足額(A) (A) < 0の場合0
個人住民税 定額減税可能額 1万円×人数	－	令和6年度 個人住民税 所得割額(減税前)	=	個人住民税分 控除不足額(B) (B) < 0の場合0

(A)(B)の両方が0円の場合、定額減税補足給付金(調整給付金)
は支給されません。

支給手続

対象者には、8月10日(土)以降に村から「支給通知」(圧着式ハガキ)または「確認書」(封書)を送付します。

《支給通知が届いた方(公金受取口座※²を登録している方)》

◇公金受取口座に支給額を振り込みます(8月末を予定)。手続きは必要ありません。

◇公金受取口座以外の口座に振り込みを希望する場合や、登録の公金受取口座を現在解約等して
いて使用できない場合は、地域福祉課給付金窓口(役場行政棟4階403会議室)備え付け、ま
たは村公式ホームページからダウンロードした別紙様式に必要書類を添付し、8月22日(木)
まで(必着)に、郵送または持参の上、地域福祉課給付金窓口(〒319-1192東海三丁目7番1号)
へご提出ください。



▲村公式HP

(※2)公金受取口座…マイナンバーとひも付けて国(デジタル庁)に登録した金融機関の口座です。

《確認書が届いた方(村が公金受取口座の登録を確認できなかった方)》

◇村から届いた「確認書」に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、同封されている返信用封筒に入れて郵便
ポストへ投函してご提出ください。

◇期限後申告や修正申告などにより税額が変更になり、給付金額に不足が生じた方は、令和7年度以降に不足
分を支給する予定です。

支給時期

8月下旬以降、順次支給します(村に書類が到着し
てから約3週間程度)。

確認書返送期限・申請期限

令和6年11月30日(土)

物価高騰対応給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに村や国の職員をかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署または警察
相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

【問い合わせ】地域福祉課給付金窓口(☎212-8822)